

## 一宮市おでかけ広場事業実施要綱

### (目的)

第1条 一宮市おでかけ広場事業（以下「事業」という。）は、高齢者をはじめとした市民が活動や交流ができるおでかけ広場を認定し、公表することにより、高齢者の閉じこもりや地域からの孤立を防止し、住み慣れた地域で健やかに生きがいをもって生活できる環境の整備を図るとともに、地域における高齢者同士又は世代間の支え合い並びに介護予防及び健康づくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) おでかけ広場 市民が自ら出かけたくなるような場所及び地域に開かれた住民が気軽に集まることができる場所で、一宮市が認定するものをいう。
- (2) 表示サイン おでかけ広場として認定していることを表示するための懸垂幕、のぼり等をいう。

### (認定要件)

第3条 市長は、次の各号の2以上に該当する市内の場所であって、概ね年6回以上の開催、若しくは開催を予定するものについて、おでかけ広場の認定をするものとする。ただし、開催回数については、地域の実情、活動目的に応じて判断するものとする。

- (1) 生きがいを持って活動ができる場所であること。
- (2) 地域に開かれた、気軽に参加できる場所であること。
- (3) 地域の住民のつながりや交流が生まれる場所であること。
- (4) 健康づくり又は介護予防、若しくは閉じこもりの予防のための活動が実施されている場所であること。
- (5) 憩いや安らぎを実感できる場所であること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場所については認定をしてはならない。

- (1) 政治的若しくは宗教的活動又はこれらの活動への勧誘を目的とした活動を行うと認められるもの。
- (2) 暴力団または暴力団員と関係のある法人等が運営すると認められるもの
- (3) 公序良俗に反すると認められるもの
- (4) 法令等に違反、又はそのおそれがあると認められるもの
- (5) その他本事業にふさわしくないと市長が認めるもの

### (認定申請)

第4条 おでかけ広場の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一宮市おでかけ広場認定申請書（様式第1号）を市長に提出し、申請しなければならない。

### (認定等)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、一宮市生活支援体制整備事業実施要綱

に基づき設置したワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の意見を聴取してその内容を審査し、おでかけ広場として認定することが適当であると認めるときは一宮市おでかけ広場認定通知書（様式第2号）により、申請者にその旨を通知するとともに表示サインを交付するものとする。

2 市長は、前項の認定をすることが適当でないときは一宮市おでかけ広場不認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（内容の変更等）

第6条 第5条第1項に規定により認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、おでかけ広場の内容を変更しようとするとき又はおでかけ広場を廃止しようとするときは、一宮市おでかけ広場内容変更・廃止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（表示等）

第7条 第5条第1項の規定により認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、認定を受けた場所について、出入口その他利用者の目につきやすい場所に、交付を受けた表示サインを掲げるものとする。

2 認定者は、商品及び企業広告におでかけ広場である旨を表示することができる。

（認定の取り消し）

第8条 市長は、前条第1項の規定に基づき認定したおでかけ広場が、第3条第1項各号の2以上に該当しなくなったとき又は同条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき認めるときは、おでかけ広場の認定を取り消すことができる。

2 前項の場合、ワーキンググループの意見を聴取の上、おでかけ広場として認定することが不相当であると認めるときは一宮市おでかけ広場認定取消し通知書（様式第5号）により、申請者にその旨を通知するとともに表示サインの返納を受けるものとする。

（実施状況報告等）

第9条 市長は、認定者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を求めることができる。

2 市長は、必要に応じ、おでかけ広場の現状を確認することができる。

（広報）

第10条 市長は、市ウェブサイトや刊行物への掲載等その他適当と認める方法により、本事業の内容を市民に広く周知するものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、おでかけ広場の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

様式（省略）